

募集のお知らせ!

令和3年度 宮城県短期ビジネス・プロジェクト支援事業費補助金 (本社機能移転等検討型・共同開発プロジェクト型)

宮城県では、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に本社機能について宮城県内への移転等を検討する県外事業者等に対し、県内への移転等にかかる短期的な事前調査及び県内における短期ビジネス・プロジェクト経費を支援します。

県外企業の皆様、本社機能の移転や県内での短期ビジネス・共同研究等を計画中の場合は、内容を御確認の上、応募について御検討ください。

事業の詳細は、ホームページを御確認いただくか、宮城県新産業振興課までお問合せ下さい。

事業内容

1 本社機能移転等検討型

対象者

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に宮城県外から宮城県内に本社機能の移転等を検討している県外事業者等で次の①と②の条件をいずれも満たす方。

①主として営む業種

- ・製造業・・・(日本標準産業分類9～32に掲げる業種に属する事業を主として営むもの)
- ・情報通信関連業・・・(日本標準産業分類39～41に掲げる業種に属する事業を主として営むもの)

②補助条件

- ・県内のコワーキングスペース、シェアオフィス、賃貸オフィス等を連続した30日ごとに5日以上使用すること。
- ・宮城ワーケーション協議会の会員企業(宿泊業者、旅行代理店等)を通じて宿泊施設等を連続して30日ごとに5日以上使用すること。

2 共同開発プロジェクト型

対象者

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に産学連携又は産産連携により研究開発に取り組む県外事業者等
で上記②及び次の③、④の条件のいずれかを満たす方。

③産学連携

- ・大学等と連携して研究開発に取り組む県外事業者等(①の業種を主として営むもの)

④産産連携

- ・県内事業者等(①の業種を主として営むもの)と連携して研究開発に取り組む県外事業者等

対象経費・限度額等

対象経費

- ◆オフィス等施設費、情報通信費、設備等リース費の2/3
(※創業5年以内の中小企業者は3/4)
- ◆宿泊費の1/2(上限:1人あたり1泊5千円)
- ◆対象期間 事業開始の日から最大90日

補助限度額

- ◆1人あたり30万円、1事業者あたり100万円まで

申請手続き

- ◆事業の開始日から30日以内に申請書を下記問合せ先まで提出してください。
- ◆募集期間 令和3年4月13日から令和4年2月28日まで
(※申請額が予算の上限に達した場合は、その時点で募集を停止します)

宮城県経済商工観光部 新産業振興課

担当:産学連携推進班 TEL: 022-211-2721 Mail: shinsanr@pref.miyagi.lg.jp

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

URL: <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/r3tankibusiness.html>

